

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）令和5年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント手続等）

No.	冊子	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方
1				<p>一昨年のパプコメでも提案しましたが改善されてお りません。再度、申しあげます。初歩的なことですが、 パブリックコメントのやりかたの問題</p> <p>①市民に案内のしかたが、果たしてこんなやりかたで いいのか。広報に、幅 5cm、たて 10cm 程度の記述掲示 である。多くの市民は、見落とすということ。「津市地 域防災計画」というでかい市民の命に関わる問題です。</p> <p>②計画案を変更するというなら、変更案の内容と説明 を広報で知らせ、意見を求めることが必要。薄っぺら な広報が生きかえるというものだ。</p> <p>③1 年間の実施した内容の検証が必要。</p> <p>④コメントを求める期間は 1 ヶ月。拙速すぎる。3 ヶ 月ぐらい必要だ。</p> <p>⑤自主防災会長会議ぐらい開いて、参加者に説明会を 実施するべきだ。乱暴なやり方。民主憲法の下では通 用しないことを指摘したい。</p> <p>全体に、津波の対策は、震災編の延長程度の内容で ある。液状化対策、原発事故の手案はなし。 自治体として、県都としての役割を果たす必要がある。 以上。</p>	<p>①～⑤の意見については、行政手法に対する意見であ るため、地域防災計画の修正には反映しないこととしま す。</p> <p>また、「液状化」及び「原発対策」でいただいたご意 見に対し、以下の考え方のもと、記載内容は現行のとお りとします。</p> <p>【意見の内容】 液状化対策、原発事故の手案はなし。</p> <p>【意見に対する考え方】 液状化対策については、風水害等対策編（P 3 1）、 震災対策編（P 2 7、P 3 4、P 3 5）、津波対策編 （P 7）に記載されていることから、現行のとおりとし ます。</p> <p>原発事故については、風水害等対策編及び震災対策編 に情報収集体制の整備について記載しています。また、 避難計画については、原子力発電所からおおむね半径 3 0 k m の範囲について策定することとなっていますが、 三重県地域防災計画にも記載のとおりで、本市はその範囲 に入っておりません。</p> <p>原発事故が発生した際には、三重県との連絡を密に し、連携した対応を行う必要があることから、現行のた おりとします。</p>
2	風水害 等対策 編	67	第 2 編 災害予防計画 第 3 章 人的被害の発生 を未然に防ぐ避難 対策 第 1 節 防災施設の限界 と避難開始の時期	<p>第 2 編第 3 章(1)漏れていたのか、上級官庁の情報が 変わったせいで避難情報の発令基準に合わせたのか理 由を説明することが必要です。高潮編が必要かどうか 検討を要するが、高潮編を作るべきではないか。</p>	<p>三重県により高潮浸水想定区域の指定及び水位周知海 岸が指定されたことによる修正です。</p>
3	風水害 等対策 編	72 77	第 2 編 災害予防計画 第 3 章 人的被害の発生 を未然に防ぐ避難	<p>高潮を挿入箇所が 72 ページ、77 ページ今まで落ち こぼれていたのを補充したと言うことか。津市で高潮 被害の痕跡は存在するはずだが。</p>	<p>三重県により高潮浸水想定区域の指定及び水位周知海 岸が指定されたことによる修正です。</p>

津市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編、津波対策編、資料編）令和5年度修正（案）に対する意見等の内容と意見等に対する考え方（パブリックコメント手続等）

No.	冊子	頁	項目	意見の内容	意見に対する考え方
			対策 第4節 自主的な避難 第6節 避難体制の整備		